

# スプリンクラー設備・泡消火設備設置基準 (抜粋)

消防用設備等の種類 防火対象物の別		スプリンクラー設備 (令12条)					泡消火設備等 (令13~18条)			
		一 般	地 階 無窓階	4階以上 10階以下	11 階 以 上	指 定 可 燃 物	一 般	指 定 可 燃 物	そ の 他	
1	イ 劇場等 ロ 公会堂等	舞台部	地階無窓階4階以上300㎡以上 その他500	床面積 1000㎡以上	床面積 1500㎡以上	全部(特定防火対象物は全階設置)	一〇〇〇倍以上(可燃性液体類に係るものを除く。)	一〇〇〇倍以上	1.屋上部分の回転翼航空機又は垂直離着陸航空機発着場 2.自動車の修理又は整備の用に供する部分の床面積が、地階又は2階以上で200㎡以上、1階で500㎡以上 3.駐車場の用に供する部分の床面積が、地階又は2階以上で200㎡以上1階で500㎡以上屋上部分で300㎡以上 4.昇降機等の機械装置による駐車場で車両の収容台数が10以上 5.電気室又はボイラー室等で床面積200㎡以上 6.通信機器室で床面積500㎡以上 7.道路の用に供される部分で床面積が屋上部分600㎡以上それ以外の部分400㎡以上	
2	イ キャバレー、カフェ、ナイトクラブ等 ロ 遊技場、ダンスホール ハ 性風俗営業店舗等 ニ カラオケボックス等	6000以上 (平家建以外)	1000	1000	1000					1500
3	イ 料理店等 ロ 飲食店等	3000 (平家建以外)	1000	1000						
4	百貨店、マーケット、店舗等	6000 (平家建以外)	1000	1500						
5	イ ホテル等 ロ 共同住宅等	6000 (3000注1)(平家建以外)	1000	1500						
6	イ 病院、診療所、助産所	6000 (3000注1)(平家建以外)	1000	1500						
	ロ 養護老人ホーム・乳児院等	0(注2)								
7	イ 老人デイサービスセンター等 ロ 幼稚園、特別支援学校	6000 (平家建以外)	1000	1500						
	学 校 等									
8	図 書 館 等									
9	イ 蒸気浴場等 ロ 公衆浴場等	6000 (平家建以外)	1000	1500						
10	停 車 場 等									
11	神 社 等									
12	イ 工 場 等 ロ 映画スタジオ等									
13	イ 駐 車 場 等 ロ 格 納 庫 等				全部					
14	倉 庫	ラック式高さ10mを超えかつ延面積700㎡以上(1400)(2100)								
15	事 業 場 等									
16	イ 特 定 複 合 建 物	(特)3000	特1000	特1500 (1000注3)						
	ロ その他の複合建物									
16の2	地 下 街	延面積 1000								
16の3	準 地 下 街	延面積 1000 かつ(特)500								
17	重 要 文 化 財									
18	延長50m以上のアーケード									

## 備考

- [ ] は耐火構造で内装制限をした建築物の場合。( ) は耐火構造の建築物又は内装制限をした準耐火造の建築物の場合。
- 特は特定防火対象物の用途に供される部分が存する階の床面積を、(特)は特定防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計を表す。
- (注1) は、病院の場合。
- (注2) 延べ面積原則0㎡以上。障害者施設のうち、介助がなければ避難困難な者が入所する施設以外は、275㎡以上(平屋建含む)が必要。
- (注3) は、同表(2)項又は(4)項の用途に供される階